

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜 史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代 表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共 通 03-6821-9550



2025・4・10

音楽教室の著作権使用料で合意 日本音楽著作権協会と「守る会」

日本音楽著作権協会（JASRAC）は、音楽教室のレッスンに関わる著作権使用料について、音楽教室の運営事業者で構成する「音楽教育を守る会」と合意したと発表した。

新たな規定では、音楽教室事業者がJASRACに支払う使用料は、受講者1人当たり年額750円、中学生以下は同100円。個人経営の教室は使用料徴収の対象外。新規定は4月から運用が開始される。

音楽教室の著作権使用料を巡ってはJASRACが2017年、徴収の方針を表明。これに対し、教室側は徴収権限がないとして提訴した。22年の最高裁の上告審判決では、教師の演奏は徴収可能とする一方、生徒の演奏は徴収できないと判断した。

・出願する際に発明者を偽り得るところ、これは問題か。問題とする場合、どのように対応をするか。

③引用発明適格性

・AIを利用して生成した資料・論文等は、新規性・進歩性の判断の根拠（引用発明）となるか。

・引用発明と認定するために満たすべき要件や基準が必要となるか。

④新規性・進歩性

・「当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）」の考え方等に影響があるか。

・「公知」の考え方に影響があるか。

⑤記載要件

・記載を求める事項や程度を変更すべきか。

AI技術の発達と特許制度 今後の対応で論点示す（特許庁）

特許庁の特許制度小委員会は、AI技術の発達を踏まえた特許制度の今後の対応をめぐり論点を示した。

主な項目は下記の通り。

①発明該当性

・人がAIを利用して生成した発明は、特許法に規定する「発明」に該当するか。AI発明（AIが自律的にした発明）についてはどうか。

②発明者

・AIを利用して生成した発明の発明者の認定は、従前と同様で良いか。
・人の関与があるが発明者が存在しないという事態が生じ得る場合、当該発明は特許法で保護されるか。権利の帰属主体は誰か。
・AI発明に対して、AIを発明者として認めるべきか。

知財侵害物品、輸入差し止め件数 過去最多を更新（財務省関税局）

財務省は、2024年に全国の税関が知的財産権を侵害する偽ブランド品などの輸入を差し止めた件数が3万3019件で、過去最多を更新したと発表した。

財務省関税局によると、輸入差し止め件数は、前年比4.3%増となり、過去最多を更新した。中国からの差し止め件数が全体の8割を占めている。

権利別でみると、偽ブランド品などの商標権侵害物品が3万1212件（構成比93.6%、2.5%増）で、引き続き全体の約9割を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が1380件（構成比4.1%、59.9%増）だった。

財務省は、通販サイトを利用した小口取引が増加する中、2022年10月の法改正で販売目的に限らず、個人使用のために輸入した偽ブランド品なども税関での没収が可能となったことが、差し止め件数の増加につながったとしている。

解説

進歩性の判断(動機付、阻害要因)
知的財産高等裁判所 令和6年(行ケ)
第10043号 審決取消請求事件
令和7年3月12日判決言渡

第1 事案の概要

被告は発明の名称を「弾塑性履歴型ダンパ」とする発明についての特許第5667716号(本件特許)の特許権者である。

原告が本件特許に対して特許無効審判(無効2022-800025号)を請求したところ、被告は、本件特許の特許請求の範囲及び明細書を訂正する旨の訂正(本件訂正)を行い、特許庁は、本件訂正を認めた上で、「特許第5667716号の請求項1、2、4、5、7～20に係る発明についての本件審判の請求は成り立たない。」との審決(本件審決)を下し、原告が本件審決の取消しを求めたのである。

ここでは、訂正後の特許請求の範囲の請求項1記載の発明(本件訂正発明1)について、原告が主張した取消事由1(特開2007-51452号公報(甲1)に記載された発明(甲1発明)を主引用発明とし、甲2(特開2011-64028号公報)に記載された構成及び甲3に例示されるような選択的事項に基づいて請求項1に係る発明の進歩性の欠如)についての判断部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

第3 理由

本件訂正発明1、本件明細書及び甲1によると、本件訂正発明1と甲1発明との一致点及び相違点は、本件審決が認定したように以下のとおりである。
(一致点)

建物及び／又は建造物に適用可能な弾塑性履歴型ダンパであって、

一対の第一補強部と、

前記一対の第一補強部を連結した板状の一対の剪断部と、

前記一対の剪断部は、連結部を介して一連に設けられ、

前記一対の第一補強部の両端間にそれぞれ接続した一対のプレートとを備え、

前記剪断部は、前記第一補強部に対して傾斜を成し、

前記剪断部は、入力により荷重を受けたときに、変形してエネルギー吸収を行う

弾塑性履歴型ダンパ。

(相違点1)

連結部を介して一連に設けられる板状の一対の剪断部について、本件訂正発明1は、互いの向きを異ならせて設けられたものであるのに対し、甲1発明は、金属薄板2が2枚、直列に備えられている点。

(相違点2)

第一補強部は、剪断部に、第一補強部と剪断部とのなす角を、本件訂正発明1は、鋭角になるように形成されるのに対し、甲1発明は、金属薄板2と枠3とは直交している点。

相違点1に係る構成の容易想到性

甲2に記載されている発明(甲2発明)の甲1発明への適用について

甲2発明のせん断パネル型ダンパー10は、橋梁上部構造と橋梁下部構造とが平面視において二次元的に相対移動可能な橋梁支承構造の場合に、互いの向きを異ならせて複数設置され得るものである。

これに対し、甲1発明のエネルギー吸収部材1は、建築物の架構の構面に沿って一方から荷重が作用することを前提として、そのような荷重が面内方向に入力されるように2枚の金属薄板2を直列に配置するものであるから、甲1発明に甲2発明のせん断パネル型ダンパー10の配置を適用する動機付けがない。

また、甲1発明の2枚の金属薄板2の向きを互いに異ならせる

とすると、少なくとも一方の金属薄板2は荷重が面内方向に入力されない配置となるから、建築物の架構の構面に沿って荷重が面内方向に入力されることを前提とした甲1発明においてこのような構成の変更には阻害要因があるといえる。

したがって、甲1発明に甲2発明を適用することにより相違点1に係る本件訂正発明1の構成とすることは、当業者が容易になし得たことではない。

原告の主張について

(ア) 原告は、橋梁等の二次元的な動きに対応させるために、建設構造物に用いられるせん断パネル型ダンパーを複数の方向に配置することは従前から知られていたから、甲1発明に甲2発明の配置を適用する動機付けが存在しないとの本件審決の判断には誤りがある旨を主張する。

しかしながら、建築物の架構の構面に沿って作用する荷重が入力されるダンパに、橋梁等の二次元的な動きに対応させるための複数方向の配置を適用する動機付けはないから、原告の主張は理由がない。

(イ) 原告は、甲1発明に甲2発明を適用した場合、2枚の金属薄板の一方には面外方向の力が加わることになるが、甲1発明の金属薄板は面外変形が許容されるのであるから、エネルギー吸収部材としてはより挙動が安定することになり、甲1発明に甲2発明を適用することに阻害事由があるどころか、逆にその機能が活かされると主張する。

しかしながら、甲1発明は、建築物の架構の構面に沿った一方からの荷重の入力を想定するものであるところ、甲1発明が面内方向の入力による面外変形を許容しているとしても、甲1発明は、面外方向の入力によりその機能が活かされるものとは認められず、原告の主張は理由がない。

(ウ) 原告は、本件特許に係る特許権の別件侵害訴訟において、被告が「建築物に用いられる原告の製品が、複数方向の入力に対応するための本件訂正発明に係る特許権を侵害する」と主張することを前提とすると、甲1発明においても複数の入力に対応する場面があるといえることになるから、甲1発明に甲2発明を適用する動機があると主張する。

しかしながら、本件における進歩性の判断は、本件特許の出願前に当業者が甲1及び甲2の記載に基づいて本件訂正発明1を容易に発明できたかを判断するものであり、この判断は上記のとおりである。そして、別件侵害訴訟における被告の主張によって、甲1発明の理解が一義的に決まるものではないから、原告の主張は失当である。

小括

以上によると、相違点2に係る構成の容易想到性について判断するまでもなく、本件訂正発明1は、甲1発明及び甲2発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものではないから、原告の取消事由1は理由がない。

第4 考察

特許審査基準によれば進歩性の検討・判断は次のように行われる。

第一ステップでは、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、主引用発明に副引用発明を適用する動機付け等、進歩性が否定される方向に働く要素に係る諸事情に基づき、副引用発明を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かが検討される。

第一ステップで論理付けできないと判断した時は進歩性ありという判断になる。

一方、第一ステップで論理付けできると判断した場合は、阻害要因などの進歩性が肯定される方向に働く要素に係る諸事情も含めて総合的に評価した上で論理付けができるか否かを検討する。ここで論理付けできないと判断した時は進歩性ありという判断になり、ここでも論理付けができたかと判断した場合は進歩性を有していないという判断になる。

本判決では動機付け、阻害要因について検討が行われている。実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。

以上

海外サーバでも日本の特許権保護 動画配信のドワンゴの勝訴が確定

■最高裁■

日本国特許第6526304号（発明の名称：コメント配信システム）を所有して動画配信サービス「ニコニコ動画」を運営するドワンゴが、動画投稿サイトを運営する米国のFC2に対して、特許権に基づいて配信差し止めや損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁は、FC2側の上告を棄却した。これにより、FC2側の特許権侵害を認め、賠償や配信差し止めを命じたドワンゴ側勝訴の2審・知財高裁判決が確定した。

ドワンゴ特許は、動画及び動画に対してユーザが書き込んだコメントを表示する端末装置と、当該端末装置に当該動画や当該コメントに係る情報を送信するサーバとをネットワークを介して接続したシステムに関するもので、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行い、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上を図るもの。

FC2側は、米国内で、ウェブサーバ、コメント配信用サーバ及び動画配信用サーバを設置管理し、ウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、HTMLファイル及びプログラムを格納したファイル（JavaScriptファイルなど）を配信していた（本件配信）。

我が国の領域外に所在するサーバと我が国領域内に所在する端末とを含むシステムを構築するFC2側の行為が我が国の特許権を侵害するかが問題になっていた。

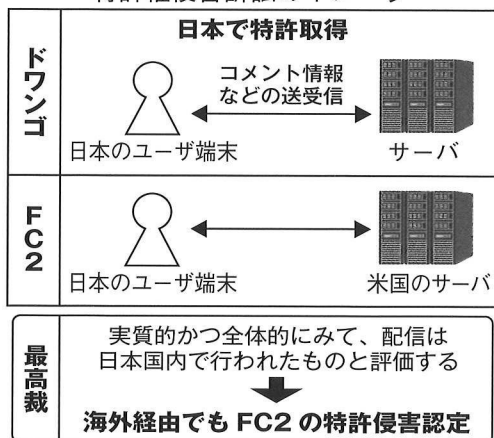
最高裁は、「我が国の特許権の効力は、我が国の領域内においてのみ認められるが、電気通信回線を通じた国境を越える情報の流通等が極めて容易となった現代において、サーバと端末とを含むシステムについて、当該システムを構築するための行為の一部が電気通信回線を通じて我が国の領域外からされ、また、当該システムの構成の一部であるサーバが我が国の領域外

に所在する場合に、我が国の領域外の行為や構成を含むからといって、常に我が国の特許権の効力が及ばないとすれば、特許権者に業として特許発明の実施をする権利を専有させるなどし、発明の保護、奨励を通じて産業の発達に寄与するという特許法の目的に沿わない。そうすると、そのような場合であっても、システムを構築するための行為やそれによって構築されるシステムを全体としてみて、当該行為が実質的に我が国の領域内におけるものに当たると評価されるときは、これに我が国の特許権の効力が及ぶと解することを妨げる理由はないというべきである。」とした。

また、サーバの所在地が我が国の領域外にあることに関して、「本件配信による本件システムの構築は、我が国で本件各サービスを提供する際の情報処理の過程としてされ、我が国所在の端末を含む本件システムを構成した上で、我が国所在の端末で本件各発明の効果を当然に奏させるようにするものであり、当該効果が奏されることとの関係において、前記サーバの所在地が我が国の領域外にあることに特段の意味はないといえる。」とした。

海外にサーバを置いて提供されるサービスの特許権侵害を最高裁判所が認めたのは初めて。

コメント配信システムを巡る 特許権侵害訴訟のイメージ



代理人の宣誓により印鑑証明書の 提出が原則省略が可能に

■特許庁、4月1日以降■

特許庁は、特許庁関係手続における押印について、本年4月1日以降は、代理人（本人による手続については手続者本人）の宣誓により、「印鑑証明書」及び「実印による証明書」の提出が原則、省略可能になると発表した。

出願人の名義変更や特許権等の移転登録申請については、押印による手続は続けられている

が、押印した印鑑の印鑑証明書については、代理人等が宣誓書により「譲渡人等の実印である旨」の宣誓があれば代替可能とし、押印された実印に関して合理的疑義が無い限り、提出は原則不要となる。

改正後でも引き続き押印を要する手続（33種類）については、実印又は実印により証明可能な法人の代表者印での手続が必要になる。

具体的な手続方法など詳細は特許庁HP「特許庁関係手続における押印の見直しについて」
<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

審 決 紹 介

本願商標（別掲1）は、商標法第3条第1項第3号及び同第4条第1項第16号に該当しないと判断された事例（不服2023-21939、令和7年2月4日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和4年11月9日の出願であって、**Digital Healthcare**その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年4月7日付け：拒絶理由通知書

令和5年5月22日：意見書、手続補正書の提出

令和5年9月21日付け：拒絶査定

令和5年12月25日：審判請求書、手続補正書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲1のとおり構成からなり、第7類、第9類ないし第11類、第21類、第28類、第35類、第38類、第41類、第42類及び第44類に属する願書記載のとおり商品及び役務を指定商品及び指定役務として登録出願されたものであり、その後、指定商品及び指定役務については、上記1の手続補正により、最終的に、第9類及び第42類に属する別掲2（※記載省略）に記載のとおり商品及び役務（以下「当審補正商品及び役務」という。）に補正されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「Digital Healthcare」の文字からなり、当該文字中、「D」及び「H」の文字は、他の文字と比較して異なる色彩を用いて横書きしてなるものの、近時、文字のデザイン化や様々な色彩が広く行われているところからすると、普通に用いられる方法の域を脱しない方法で表したものとみるのが相当である。そして、本願商標構成中の「Digital」の文字は、「ある量またはデータを、有限数の数字列（例えば2進数）として表現すること」等の意味を有し、「Healthcare」の文字は「健康管理」等の意味を有し、本願の指定商品及び指定役務を取り扱う業界において、本願商標に係る文字、又はその表音を片仮名文字で表した「デジタルヘルスケア」の文字が、「デジタル技術を活用した健康管理」を表すものとして使用されている実情が伺える。そうすると、「Digital Healthcare」の文字は、「デジタル技術を活用した健康管理」ほどの意味合いを認識させるものといえるから、本願商標をその指定商品及び指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品及び役務が「デジタル技術を活用した健康管理に関する商品」、又は「デジタル技術を活用した健康管理に関する役務」であることを認識するにすぎず、単に商品の品質及び役務の質を普通に用いられる方法で表したものにすぎないものと認められる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品及び役務以外の商品及び役務に使用するときは、商品の品質及び役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるから、同法第4条第1項第16号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、別掲1のとおり、「Digital Healthcare」の欧文字を書けり、その構成中の「D」と「H」の欧文字には、複数の色を不規則にグラデーション状に配置したデザインが施されているものである。

そして、上記のデザインが施されていない「Digital Healthcare」の欧文字については、原審示のとおり、「デジタル技術を活用した健康管理」はどのような意味合いを認識させるものといえるから、当該欧文字を、当審補正商品及び役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品及び役務が、「デジタル技術を活用した健康管理に関する商品」、又は「デジタル技術を活用した健康管理に関する役務」であることを認識するにすぎず、単に商品の品質及び役務の質を普通に用いられる方法で表したにすぎないといえるものである。

しかしながら、本願商標は、上記のとおり、その構成中の「D」と「H」の欧文字に、複数の色を不規則にグラデーション状に配置したデザインが施されているところ、当審補正商品及び役務の業界における取引の実情として、かかるデザイン化が一般的であるといえる事情は認めすることができ、また、本願商標のように2語から構成される文字において、構成各語の1文字目のみにデザインを施すことが一般的であるといえる事情も認めすることができたことから、本願商標構成中の「D」と「H」の欧文字は、デザイン化の程度が通常行われている範囲を超えて、高いものといえる。また、当審補正商品及び役務を取り扱う業界において、本願商標に接する取引者、需要者が、これを、商品の品質及び役務の質等を表すものとして認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、全体として、外観に特徴を有するものとみるべきであり、これを、当審補正商品及び役務に使用しても、商品の品質及び役務の質を普通に用いられる方法で表したものとはいえず、自他商品及び自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質及び役務の質の誤認を生ずるおそれがあるということもできない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「HOTEL SAYAN」は、商標法第3条第1項第6号に該当しないと判断された事例（不服2024-11843、令和7年1月27日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年5月17日の登録出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和5年12月5日付け：拒絶理由通知書

令和6年1月18日：意見書の提出

令和6年4月17日付け：拒絶査定

令和6年7月18日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「HOTEL SAYAN」の文字を標準文字で表してなり、第43類「布団の貸与、展示施設の貸与、宿泊施設の予約の取次ぎ、壁掛けの貸与、家具の貸与、飲食物の提供、カーテンの貸与、おしほりの貸与、敷物の貸与、まくらの貸与、会議室の貸与、宿泊施設の提供、タオルの貸与、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、毛布の貸与、キャンプ場施設の提供、オフィス家具の貸与」を指定役務として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要点

原査定は、「本願商標は、「HOTEL SAYAN」の文字を標準文字で表してなり、その構成中「HOTEL」の文字は「ホテル、旅館」の意味を有する語であり、「SAYAN」の文字は、「ロシアの山岳名」を表す語であって、「HOTEL」の文字は、指定役務「宿泊施設の提供」について、宿泊施設を表す語といえる。そうすると、本願商標をその指定役務に使用しても、これに接する取引者、需要者は、自他役務の識別標識としてではなく、事業者の設立地・事業所の所在地、指定役務の提供の場所等を表す外国の地理的名称を表したものと認識することとなる。してみれば、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができないものと判断するのが相当である。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「HOTEL SAYAN」の文字を標準文字で表してなり、その構成中「SAYAN」の文字は、「ロシアの山岳名」（参照：日外アソシエーツ株式会社「外国地名」フランス事典）を指称する語である。

そして、たとえ、SAYAN（サヤン）が、原審指摘のようにロシアに所在する観光地として観光情報のウェブサイトなどで紹介されているとしても、我が国の一般需要者が多数訪れるような親しまれた観光地ではないから、我が国で一般に広く知られている地名とはいえず、これが本願商標の事業者の設立地や事業所の所在地、指定役務の提供の場所等を表す外国の地理的名称を表示するものとして一般に認識されるものではない。

さらに、当審において職権をもって調査するも、本願商標の指定役務と関連する分野において、「SAYAN」又はそれに類する文字が、そのような外国の地理的名称を表示するものとして取引上一般的に使用されている事実は発見できず、また、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を、外国の地理的名称を表示したものとして認識するというべき事情も発見できなかった。

そうすると、本願商標は、その指定役務について使用しても、自他役務の識別標識としての機能を果たし得るものであり、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標とはいえない。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当しないから、本願商標が何項何号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和40(1965)年	商標登録第 684829号～第 686500号
〃 50(1975)年	商標登録第1149744号～第1157047号
〃 60(1985)年	商標登録第1804011号～第1811599号
平成7(1995)年	商標登録第2709903号～第2710194号
平成7(1995)年	商標登録第3073701号～第3079200号
平成17(2005)年	商標登録第4890976号～第4898842号
平成27(2015)年	商標登録第5789628号～第5794736号

各年の9月1日～9月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年5月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは4月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年1月分	21,365	12,276
前 年 比	109%	108%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。